

議案第137号

さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例の制定について  
さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例を次のように定める。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)に規定する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類及び額)

第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその額は、別表のとおりとする。

(徴収及び不還付)

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際に徴収する。

2 手数料は、その納付後において、還付しない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表（第2条関係）

| 事務の種類   | 手数料の額          |
|---|----------------|
| 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の法第22条第1項に規定する汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 | 1件につき 240,000円 |